

**千葉県社会福祉事業団自主事業の移譲の進捗について****県有財産（障害者支援施設「アドバンスながうら」建物）企画提案型譲渡に係る  
譲渡先法人（候補者）選定結果**

千葉県袖ヶ浦福祉センター（運営：千葉県社会福祉事業団）における虐待事件を受け、県有財産を使用して事業団が運営する障害者支援施設「アドバンスながうら」を他の法人に譲渡することとして、譲渡先を募集したところ、1団体から応募があった。

その提案内容を審査したところ、適正と認められたため、当該法人を譲渡先（候補者）として選定した。

**1 譲渡先（候補者）**

社会福祉法人佑啓会（市原市今富1110-1）

**2 経緯**

(1) 平成27年3月25日に募集要項を公表し、6月1日を応募期限としたところ、1団体（社会福祉法人佑啓会）から応募があった。

(2) 6月29日に、公開プレゼンテーション及び外部有識者意見聴取会を開催し、

①応募団体によるプレゼンテーション及び質疑

②関係団体（千葉県社会福祉事業団及び利用者の保護者会）からの意見陳述

③外部有識者による評価（審査基準に基づく採点）及び意見聴取

を行った。

(3) 7月8日に選定委員会を開催し、外部有識者意見聴取結果等を踏まえ、応募団体を譲渡先（候補者）として選定した。

### 3 選定結果

提案の 概要	<p><b>1 施設の設置目的を踏まえた運営方針</b></p> <p><b>(1) 施設の運営に係る基本的な考え方等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち、心身の状況に応じた支援を基本とする。職員の質が命である。</li><li>・ 日常的にコストパフォーマンスを意識する。</li><li>・ 保護者と交流する機会を多く持ち、意思疎通を図る。</li><li>・ 利用者サービスに当たっては平等支援が原則。複数の希望があった場合は、福祉的見地から緊急度を考慮する。</li><li>・ 個人情報保護に関する基本方針や規定等を全職員に周知徹底している。</li><li>・ 法人施設の運営の核となる職員は社会福祉事業団の出身者であり、地域の状況等を把握。事業団の再生への取組みを傍観してはられないとの思いが強い。</li><li>・ 土地や建物の活用については、更に有効な手立てを考える。</li><li>・ 家族の思いや利用者の意志決定、地域のニーズに応えるとともに、制度改変に対応できる態勢を常に意識する。</li></ul> <p><b>(2) 保護者、地域住民、関係機関、袖ヶ浦福祉センター等との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護者に対しては、保護者会や個別面談等の機会を通して、法人の理念を丁寧に説明していく。その上で、①日常的な報告・連絡・相談、②定期的な面談、③保護者会活動への協力、施設行事等の共催などを通じて連携を図っていく。</li><li>・ 地域の清掃活動や施設機能の積極的開放、各種行事等による交流に積極的に取り組み、地域住民との関係性を構築する。</li><li>・ ネットワーク会議への参加等、積極的に関係機関との連携を図る。</li><li>・ 袖ヶ浦福祉センターと定期的な情報交換会を開催する等、交流を図るとともに、利用者の受入れにも積極的に取り組む。</li></ul> <p><b>2 利用者の権利擁護と安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 風通しが良く、向上意欲や誇りが持てる職場づくりと並行し、各種研修の実施、外部研修への職員派遣等を行う。</li><li>・ 苦情事例の報告会を行い、再発防止や注意喚起に繋げる。また、第三者委員による巡回や利用者へのヒアリング、ボランティアや地域住民を招いての行事等、外部の目に触れる風通しの良い環境を作る。</li><li>・ 日常的な引継ぎや定期的な会議開催等を中心に、情報伝達の強化を図るとともに、職員間のコミュニケーションの円滑化を進める。</li><li>・ ヒヤリハット事例を検証する仕組みを設けるほか、事故発生時の家族への十分な説明や、現場職員と幹部職員との連携を徹底する。</li><li>・ 日々の健康管理等による感染症の早期発見、医学的根拠に基づく感染症対策を講じる。また、災害発生時の計画や役割分担を定め、近隣施設や自治会等と日頃から連携を図り、緊急時の協力体制を確立する。</li></ul> <p><b>3 利用者へのサービス向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人独自に個別支援計画作成マニュアルを作成し、利用者、家族や後見人等にも内容を説明し、複数の目で検証している。モニタリングは、まず現場担当者が行き、その後にサービス管理責任者が検証する二重構造</li></ul>
-----------	---

	<p>とする。また、計画作成に携わるサービス管理責任者に対するスーパーバイズを行い、支援の質の向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常にベターな暮らしを追求し、本人や家族の状況、地域の状況等を総合的に勘案した上で現在の生活をアセスメントし、積極的なアプローチにより地域生活の実現に向けていく。</li> <li>・ 入所支援等について、快適な生活環境を維持し、入浴・食事時には職員を多く配置する。看護師を中心に健康状態の把握や服薬管理を行う。生活の幅が広がるよう、希望に応じた外出等を実施する。</li> <li>・ 就労移行支援について、新たな訓練科目の設定等を検討する。就職することを目標にするのではなく、職場定着を視野に支援を行う。</li> <li>・ 目標に向かい努力したら、その分工賃が上がるシステムを導入。地域の社会資源の活用により積極的に取り組み、社会性を身につけるための研修等の機会も定期的に設ける。</li> <li>・ 放課後等デイサービスについて、休日の日中や学校の長期休暇の際にも受入態勢を整える。多数の専門職が定期的に各事業所を回り、障害特性に応じて専門的に支援している。</li> </ul> <p><b>4 施設の維持管理と適格性・実現性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理委員会を組織し、建物等の管理や、利用者との協働による環境整備を行う。安全管理・事故防止の一環として防犯カメラの導入を検討。</li> <li>・ 利用されていない建物等の活用を検討し、「虹の子」の拠点を新たに設け、アドバンスながうらの個室化を更に進める。また、地域移行を視野に入れた自活訓練や単独型短期入所事業の実施も検討する。</li> <li>・ 現在の事業団職員で、当法人での勤務を希望する者は、法人の理念に共感してくれれば、採用の方向で考える。不足等の際は、人事異動や新規採用により対応する。法人として、待遇面や福利厚生事業に力を入れるとともに、人材確保に努めている。</li> <li>・ 法人に研修体制に係る委員会を設けており、職種別・階層別・テーマ別など多種多様な内容で研修を実施している。また、資格取得支援、外部研修への参加、他施設の視察研修や法人内他事業所との交換研修等により組織の活性化を図る。</li> </ul>
<p><b>選定理由</b></p>	<p>○応募団体は、障害者施設・事業所の運営について豊富な実績を有しており、利用者に対する支援の継続・充実という面から、信頼して引き継ぐことができる。</p> <p>○虐待防止に関する取組みが評価できる。</p> <p>○特に、就労支援や、関係機関との連携に関する実績・取組方針が優れている。</p>

#### 4 評価点数

- ・ 審査内容ごとの点数は、外部有識者による評価点数の平均点を掲載。
- ・ 合計点数は、審査内容ごとの点数の合計。

【必須項目の審査】

- ・「2点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・意見聴取した外部有識者等の過半数が1点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。本件について該当なし。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	社会福祉法人 佑啓会
事業主体 の適格性	法人の施設の 運営実績	1 実績から、本施設を良好に管理運営できる可能性はあるか。	3	2.6
		2 過去の監査等の指摘に対する対応は適切に行われているか。	3	2.3
	安定的な運営 が可能となる 財政的基盤	3 法人の財務状況は健全か。	3	2.6
事業計画 の内容が 平等な利 用を確保 するこ とができる ものであ るか	施設の設置目 的を踏まえた 運営方針	4 事業運営の基本的考え方は適切に説明されているか。	3	2.4
		5 経営理念やコンプライアンスの取組等、経営モラルは適切に守られているか。	3	2.4
	平等な利用を 図るための具 体的な手法及 び期待される 効果	6 事業内容が一部の県民、利用者に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	3	2.4
個人情報 の取扱は 適正か	個人情報保護 の取組	7 個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	3	2.7
必須項目小計			21	17.4

【一般項目の審査】

- ・配点が「3点」の場合は「2点」、「5点」の場合は「3点」、「10点」の場合は「5点」を標準とし、優れているものには加点、標準に満たないものには減点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	社会福祉法人 佑啓会
事業計画書 の内容が、 当該施設の 効果を最大 限に効果的 に効率的に 発揮させる ものである か	事業運営の 見通しと関 係機関等と の連携の考 え方	8 希望理由は適切か。	3	2.3
		9 事業の長期的な展望に対する考え方が適切に説明されているか。	3	1.9
		10 保護者との連携に関する基本的な考え方は適切か。	3	2.7
		11 地域住民、市町村、医療機関、特別支援学校等、関係機関との連携に関する基本的な考え方は適切か。	3	2.3
		12 千葉県袖ヶ浦福祉センター及びその他近隣の障害者支援施設、グループホーム、相談支援事業所等との連携に関する基本的な考え方は適切か。	3	2.1
	利用者の権 利擁護と安 全確保に関 する取組	13 利用者の権利擁護に関する基本的な考え方は適切か。具体的計画（研修、虐待防止体制）は立てられているか。	5	3.9
		14 苦情解決の体制、苦情解決第三者委員との連携に係る具体的計画は立てられているか。	5	3.7
		15 福祉サービス第三者評価機関による評価の活用を計画しているか。	3	2.3
		16 職員間の情報共有や、上司への連絡・報告が適切に行われる計画となっているか。	5	4.0
		17 事故防止、ヒヤリハット対策等の体制に係る計画は適切に立てられているか。	5	3.3
	18 感染症対策、防災等危機管理の体制に係る計画は適切に立てられているか。	5	3.6	

利用者サービスの向上を図るための具体的手段及び期待される効果	19 個別支援計画の立案・実施の体制に係る計画は適切に立てられているか。	5	3.7	
	20 利用者の地域移行への取組に関する基本的な考え方は適切か。具体的計画は立てられているか。	5	3.3	
	21 施設入所支援について、入浴・排泄・食事等の支援内容は、利用者の生活の質を高めるためのものとなっているか。	5	3.4	
	22 生活介護事業について、入浴・排泄・食事、日中活動等の支援内容は、利用者の生活の質を高めるためのものとなっているか。	5	3.3	
	23 就労移行支援事業について、就労に向けた必要な訓練、求職活動支援、職場開拓、職場定着支援は、適切に計画されているか。	5	4.3	
	24 就労継続支援B型事業について、生産活動内容、工賃設定の基本的な考え方は、適切か。	5	3.9	
	25 放課後等デイサービス事業について、児童の生活能力の向上、社会との交流等に向けた支援内容が適切に計画されているか。	5	3.7	
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	26 施設の維持管理、安全管理に関する基本的な考え方は適切か。	3	2.6
		27 施設の活用計画は適切か。	3	2.7
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	28 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。	3	2.1
		29 収支計画の実現性はあるか。	3	2.3
	安定的な運営が可能となる人材状況	30 職員体制及び職員配置の考え方は適切か。	5	3.7
		31 職員採用及び職員確保の考え方は適切か。	3	2.4
		32 職員の指導育成、研修体制は十分か。具体的計画は立てられているか。	3	2.6
33 利用者処遇の継続性の観点から、現在の職員の継続雇用の計画は適切に立てられているか。		5	3.9	
その他	県有財産の取得意思	34 敷地（工作物含む）の取得意思があるか。資金調達方法等は適切か。	3	2.7
	提案全般からの譲渡の妥当性	35 提案全般を通じ、総合的観点から判断した総合評価による県有財産及び事業譲渡の妥当性はどうか。	10	7.4
一般項目小計			119	90.0
合計			140	107.4

※外部有識者等の評価した総合得点の過半数が標準合計87点（標準点2点×20項目 標準点3点×14項目 標準点5点×1項目）に満たず、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。本件について該当なし。

## 5 今後の予定

社会福祉事業団から引継ぎを行った上で、平成28年4月1日から事業運営を開始する予定。

(参考)

## 1 譲渡対象物件・事業の概要

(1) 所在地 袖ヶ浦市蔵波 3 3 1 2 - 1

(2) 譲渡物件

障害者支援施設「アドバンスながうら」及び「放課後等デイサービス虹の子」として使用されている建物及び備品（千葉県が所有し、千葉県社会福祉事業団に貸付）

(3) 譲渡に係る主な条件

ア 譲渡物件を利用して、以下のサービスを提供すること。

障害者支援施設：施設入所支援（80名）、生活介護（60名）、  
就労移行支援（50名）、就労継続支援B型（20名）

障害児通所支援：放課後等デイサービス（10名）

イ 必要な引継ぎを受けた上で、平成28年4月1日から事業を開始すること。

ウ 現在の利用者が希望する場合は、継続して利用させること。

エ 職員の継続雇用について考慮の上、企画提案すること。

## 2 社会福祉法人佑啓会の概要

(1) 設立年月日 平成4年2月17日

(2) 所在地 市原市今富 1 1 1 0 - 1

(3) 代表者 理事長 里見 吉英

(4) 主な運営施設

障害者支援施設「ふる里学舎」、「ふる里学舎静風荘」、「ふる里学舎和田浦」

生活介護事業所「市川市松香園※」、就労継続支援事業所「五井福祉作業所※」等

※：指定管理者として運営

## 3 選定委員会

委員長	川嶋 博之	千葉県健康福祉部次長
委員	鈴木 勝	千葉県健康福祉部健康福祉政策課長
〃	神部 眞一	千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
〃	吉野 美砂子	千葉県健康福祉部児童家庭課長
〃	中村 耕太郎	千葉県商工労働部産業人材課長
〃	岡田 哲也	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長
〃	古屋 勝史	千葉県健康福祉部障害福祉課長

## 4 選定審査に当たり意見聴取した外部有識者

三島 卓穂	(公財) 鉄道弘済会弘済学園 元園長 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会委員
佐久間 智	千葉県知的障害者福祉協会 理事 社会福祉法人野栄福祉会 しおさいホーム施設長
藤尾 健二	千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 会長 千葉障害者就業支援キャリアセンター センター長
菊池 周一	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院 院長
辰己 鐵次郎	千葉県自閉症協会 理事 社会福祉法人いちょうの里 監事
田上 昌宏	千葉県手をつなぐ育成会 会長 社会福祉法人一路会 理事長
田中 昌夫	日本公認会計士協会千葉県会 副会長 千葉中央会計事務所 副所長

## 自主事業の事業譲渡に係るスケジュールについて

事業譲渡の カテゴリー	県が県有財産を譲渡する法人を公募	事業団が事業を譲渡する法人を募集
対象事業	<p>県有財産（土地・建物）を使用している事業</p> <p>①アドバンスながうら</p> <p>②児童デイサービス「虹の子」</p>	<p>事業団基本財産等を使用している事業</p> <p>①代宿地域支援センター</p> <p>②ながうら地域支援センター（グループホーム3か所）</p> <p>③ジョブくらなみ</p>
譲渡先募集 に向けた 状況等	<p>○譲渡について意見を聴取する外部有識者（7名）の選定・意見聴取会の開催</p> <p>○譲渡に係る選定委員会（7名）の設置・開催</p> <p>○3月25日から公募、4月8日に現地説明会開催（4法人参加）、6月1日に応募締切（提出1法人）</p> <p>○6月29日に公開プレゼンテーション、7月8日に選定委員会、7月10日に選定結果（社会福祉法人佑啓会）公表</p> <p>○7月19日に保護者説明会</p>	<p>○企画提案書の審査を行う選定委員会委員（7名）の選定</p> <p>○7月21日から募集、8月5日に現地説明会開催（2法人参加）</p> <p>※譲渡対象外グループホームの扱い</p> <p>事業譲渡の対象としないグループホーム10か所については、事業団で引き続き運営を行い、平成29年度末までの集中見直し期間中に利用者を他のグループホームに転居していただくこととする。</p>
スケジュール	<p>27年3月25日 公募開始</p> <p>6月 1日 応募申込書締切</p> <p>6月29日 応募者によるプレゼンテーション</p> <p>外部有識者意見聴取</p> <p>7月 8日 選定委員会</p> <p>7月10日 選定結果（社会福祉法人佑啓会）公表</p> <p>7月～ 千葉県社会福祉事業団との引継ぎ</p> <p>28年4月1日 県有財産（建物）譲渡 社福佑啓会による事業運営開始</p>	<p>27年 7月21日 応募開始</p> <p>9月 4日 応募申込書締切</p> <p>9月 上旬 応募者によるプレゼンテーション</p> <p>選定委員会</p> <p>9月 下旬 理事会で譲渡先法人の決定</p> <p>選定結果通知</p> <p>10月～ 千葉県社会福祉事業団との引継ぎ</p> <p>28年 4月 1日 事業譲渡 譲渡先法人による事業運営開始</p>